

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「(1)職員事故報告書、(2)てん末書平成〇〇年〇〇月〇日、(3)事実確認書（〇〇教諭）平成〇〇年〇〇月〇〇日、(4)事実確認書（〇〇教諭）平成〇〇年〇月〇〇日提出、(5)〇〇〇〇〇〇教諭研修成果物（写）平成〇〇年〇月〇日、(6)〇〇〇〇〇〇教諭研修成果物（写）平成〇〇年〇月〇〇日、(7)教職員緊急アンケートの実施について（写）平成〇〇年〇〇月〇日実施、(8)生徒アンケートの実施について（写）平成〇〇年〇〇月〇日実施」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年7月18日付けて行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年5月23日付けて「平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇〇〇に関する指導してきたメモや記録、ボイスレコーダー等の全て 埼玉県立〇〇〇〇高校から県立学校人事課へ提出された全ての記録、資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成26年7月18日付けて本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成26年8月26日付けて、本件処分のうち不開示部分を開示することを求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

- ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年12月4日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年12月4日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年1月13日、申立人から意見書の提出を受けた。
- エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年2月23日、実施機関からの意見聴取を行った。
- オ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年2月23日、申立人の口頭意見陳述を聴取した。
- カ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年3月2日、実施機関から理由説明書の追加提出を受けた。
- キ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年3月20日、申立人から意見書の追加提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 開示決定等理由説明書

- ア 不開示とした情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第3号に該当する。
- また、厳密には特定の個人を識別できる情報でない情報についても、同一の学校という特定の集団に属するものに関する情報であることから、内容から個人を特定できる可能性が高い。これを開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがあると考えられるため、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、特定の個人を識別できる情報として、条例第17条第3号に該当する。

- イ 申立人は、「発送の日時や提出者、収受の日時や収受者等かつ全ての氏名や内容の開示を求める。」と主張しているが、本件開示請求に係る保有個人情報は全て開示・

不開示等の決定をして通知しており、他に開示すべき保有個人情報はない。

(2) 開示決定等理由説明書の追加について

不開示とした情報は、当時の〇〇〇〇高等学校職員、生徒及び保護者に関する個人情報である。

校長は、学校の責任者として適正な学校運営を行う責務があり、そのために、学校における様々な事実について、正確に把握している必要がある。正確な事実の把握のためには、職員等から率直な情報提供等の協力が行われることが不可欠である。職員等は、第三者には知られないことを前提に、アンケート調査への回答等情報提供の協力を行っており、本件対象保有個人情報には、これらの情報提供やその結果を踏まえた内容が含まれている。これらが開示され知られることになると、校長への信頼が損なわれ、今後同様の事務を行う必要が生じた際に職員等からの協力が得られなくなるおそれがある。そうなれば、校長が正確な事実を把握することが困難になり、適正な学校運営に支障が出るおそれがある。このことから、これを開示することで当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に該当するものである。

5 審査会の判断

(1) 不開示理由の追加について

実施機関は、本件処分及び平成26年12月4日付け開示決定等理由説明書において、不開示部分を開示しない理由を、厳密には特定の個人を識別できない情報についても、同一の学校という特定の集団に属する者に関する情報であることから、内容から個人を特定できる可能性が高く、これを開示すると当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがあると考えられ、条例第17条第3号に該当するためとしていた。

しかし、当審査会に提出した平成27年3月2日付け「開示決定等理由説明書の追加について」で、これらの不開示部分が開示されることになると適正な学校運営に支障が出るおそれがあるため、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号にも該当するとして、不開示理由を追加した。

そこで、当審査会では、追加された不開示理由についても再度申立人に反論の機会を与えたところ、申立人は「開示決定等理由説明書の追加に対しての意見書」を提出

した。

このため、当審査会は、実施機関の行った決定内容について、追加された不開示理由を含めてその当否を判断するものとする。

(2) 本件対象保有個人情報について

申立人は、本件処分の不開示部分は条例第17条の不開示情報に該当しないと主張しているので、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(3) 不開示情報該当性について

当審査会が見分したところ、本件処分の不開示部分には当時の当該高校教職員の職名、氏名、アンケートへの回答等及び当該高校生徒の氏名、年齢、性別、保護者氏名、発言内容等が記載されている。

ア 不開示部分のうち教職員の職名、氏名及びアンケートへの回答について

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報は、そもそも本件事故に関連して教職員、生徒等関係者からの情報提供に基づき作成されることとなったものであり、その情報が開示されるとすれば、今後、同様の事案が発生した場合に実施機関が行う同種の調査依頼に対して関係者が協力することを躊躇し、その結果学校に

おける様々な事実を校長が正確に把握できず、適切に対応することができなくなり、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあると推測できる。

したがって、本件処分における不開示部分のうち教職員の職名、氏名及びアンケートへの回答は条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第7号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第3号該当性については判断するまでもない。

イ 不開示部分のうち教職員の職名、氏名及びアンケートへの回答を除く部分について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当該不開示部分に記載された内容は、当時の当該高校生徒の氏名、年齢、性別、保護者氏名、発言内容等であり、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。これらの情報は、本件事故の関係者において、申立人を含め自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないと考えるのが自然な情報であると言える。特に、本件対象保有個人情報においては、当該生徒が未成年者であることを考慮するとより一層、開示することによってプライバシーを害するなど当該生徒の権利利益が損なわれることのないよう、特に慎重に保護されるべきである。

したがって、本件処分における不開示部分のうち教職員の職名、氏名及びアンケートへの回答を除く部分は条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、これを開示しないものとした実施機関の判断は是認できる。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当することが認められるため、実施機関の主張する条例第17条第7号該当性については判断するまでもない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年12月 4日	諮詢を受ける（諮詢第132号）
平成26年12月 4日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年 1月13日	申立人から意見書を受理
平成27年 1月29日	審議
平成27年 2月23日	実施機関からの意見聴取、申立人による意見陳述及び審議
平成27年 3月 2日	実施機関から理由説明書を追加受理
平成27年 3月20日	申立人から意見書を追加受理
平成27年 4月24日	審議
平成27年 5月29日	審議
平成27年 6月26日	審議
平成27年 7月29日	審議
平成27年 9月 9日	審議
平成27年 9月18日	答申

